

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、南東部 QLD 州に対する規制措置の一部緩和等について
発表

2021年8月27日
在ブリスベン総領事館

●8月27日（金）、クイーンズランド（QLD）州政府は、ブリスベンを含む南東部 QLD 州 11 地方行政区に適用している規制措置に関し、マスク着用に関する措置を除き、同日午後4時から規制を緩和する旨発表

8月27日（金）、QLD 州政府は、ブリスベンを含む南東部 QLD 州 11 地方行政区に適用している規制措置に関し、マスク着用に関する規制以外は緩和を開始し、ステージ3に移行する旨を発表しました（8月27日（金）午後4時以降緩和適用）。一方、マスクの着用については、これまでの規制が継続されます。ロードマップ改訂版原図及び日本語仮訳（但し、原図を必ずしも忠実に訳したものではありません）をご参照ください。

○ロードマップ改訂版原文の当館仮訳

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210827.pdf>

○ロードマップ改訂版原文（図）は下記 URL をご覧下さい。

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0024/205629/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap-27-aug.pdf

また、本件に関しては、以下の州政府関連 HP 等を参照ください（いずれも英文のみ）

○上記ロードマップ原文（図）を含む COVID-19 特設サイト

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

○本件に関する州政府最新情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○入州に関する規制

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>